

## 領事手数料(CONSULAR FEES)

令和8年度:2026年4月1日~2027年3月31日  
(2026年4月1日以降の申請から適用)

- 在外公館が徴収する領事手数料額は、外務省設置法、領事官の徴する手数料に関する政令及び同省令にて定められており、毎年度改訂されます。領事手数料は、毎年4月1日に改訂され、申請日時点での手数料が適用されます。
- 領事手数料は、政令によって円建てで規定されている額を年度毎の換算率により現地通貨に換算しています。
- 当館窓口にて申請した場合は、窓口での現金納付のみとなります(受取時、ベトナムドンに限る)。オンラインで申請された場合は、ネット上でクレジットカードを登録の上、オンライン納付(受取時のクレジットカード決済)または窓口での現金納付(受取時、ベトナムドンに限る)のいずれかを選択可能です。
- クレジットカード納付は当館を経由しない納付方法であるため、当館からの領収書(レシート)の発行が行えません。領収書(レシート)の発行が必要な場合には、必ず現金納付をご選択下さい。また、クレジットカード納付の場合、納付する金額は 下記邦貨額となります。

## 旅券

種 類	申請種別	領事手数料	
		窓口での現金お支払い (ベトナムドン)	クレジットカードによる オンライン納付(日本円)
10年旅券 ※	窓口で紙申請	2,810,000 VND	—
	オンライン申請	2,740,000 VND	¥15,900
5年旅券(12歳以上) ※	窓口で紙申請	1,950,000 VND	—
	オンライン申請	1,880,000 VND	¥10,900
5年旅券(12歳未満) ※	窓口で紙申請	1,090,000 VND	—
	オンライン申請	1,020,000 VND	¥5,900
残存有効期間同一旅券 ※	窓口で紙申請	1,090,000 VND	—
	オンライン申請	1,020,000 VND	¥5,900
帰国のための渡航書		430,000 VND	—
緊急旅券		1,090,000 VND	—

※ 旅券法改正により、旅券発行後6か月以内に受領せず失効し、失効後5年以内に新たな旅券を申請する場合には、通常より高い手数料となります。詳細は、お問い合わせください。

## 証明

種類		オンライン 申請可否	窓口での現金お支払い (ベトナムドン)	クレジットカードによる オンライン納付(日本円)
和文	在留証明	○	210,000 VND	¥1,200
	署名(及び拇印)証明	×	290,000 VND	—
英文	官公署発行のもの	×	780,000 VND	—
	印章の証明	×	290,000 VND	—
	独立行政法人、特殊法人、学校法人 (学校教育法第1条該当校)発行のもの	×	290,000 VND	—
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する戸籍記載事項証明	○ (死亡証明は対象外)	210,000 VND	¥1,200
	遺骨(遺体)証明	×	430,000 VND	—

※証明書の窓口納付による手数料は、オンライン申請又は窓口申請でも同額です。

※上記以外の手数料については、お問い合わせください。

## 査証(VISA)

種類		窓口での現金お支払い (ベトナムドン)
一次入国査証 (Single Entry)	一般 (General)	520,000 VND
	インド人 (Indian national)	140,000 VND
数次入国査証 (Multiple Entry)	一般 (General)	1,030,000 VND
	インド人 (Indian national)	140,000 VND
通過査証 (Transit)	一般 (General)	120,000 VND
	インド人 (Indian national)	10,000 VND
再入国の許可の有効期間の延長 (Re-Entry Permit Extension)		520,000 VND